

掲示期間 4.1-4.10

新潟市水道局告示第 11 号

コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき，水道料金及び下水道使用料等の収納事務を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市水道事業管理者  
水道局長 井浦 正弘

委託事務の内容	収 納 事 務 受 託 者	
	住 所	氏 名
コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務	名古屋市中区 丸の内 3 丁目 23 番 20 号	株式会社 セディナ